



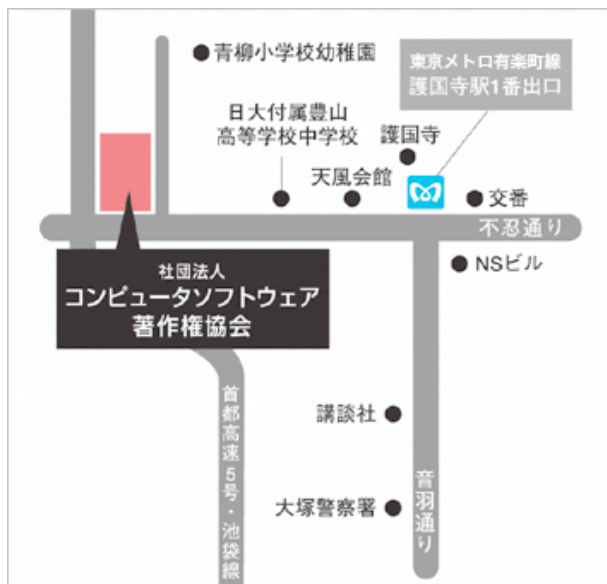
著作権制度と侵害対策実務

著作権は、産業財産権とは異なり、創作の時点で権利が発生するため、権利侵害が発生しやすい分野です。また、権利証明や告訴等、侵害を受けた際の対応も特有なものです。ビジネス分野において著作権を活用するためには、契約や登録実務の知識だけでは不十分で、著作権の保護までを見据えた対応が必須です。本講座では、弁理士の業務内容の一つである著作権に関して、著作権法の概要と、著作権侵害が発生した際の対策実務について具体例を踏まえてコンパクトに学ぶことができます。

日時：2010年6月29日(火) 15:00~17:00
会場：(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 6F 会議室
(東京都文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル)
参加費：15,000円(税抜き)
定員：30名 単位数：2単位(予定)
講師：中川 文憲 事業統括部 法務担当マネージャー

プログラム

1. 著作権制度の概要
2. 著作権侵害の現状
3. 著作権侵害への対応策
4. 著作権関連団体の紹介



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)について

ACCSは、コンピュータソフトウェアをはじめとしたデジタル著作物の著作権者の権利を保護するとともに、著作権の普及活動を行い、コンピュータ社会における文化の発展に寄与することを目的として1985年に設立。日本国内外のソフトウェアメーカーなど約220社が参加。2009年12月に日本弁理士会認定外部機関に登録。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)

〒112-0012 東京都文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5F

TEL:03-5976-5175 FAX:03-5976-5177 ACCS ホームページ:<http://www2.accs.jp.or.jp/>

本研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。

本研修を受講し所定の申請を行うと、外部機関研修として2単位が認められる予定です。

申し込み方法

- ① 下記の申込用紙にご記入の上、FAXにてお申し込みください。
- ② 受付終了後、「参加票」「会場地図」「請求書」をご郵送いたします。
- ③ 請求書到着後、速やかにご入金をお願いいたします。
- ④ お申し込み後、7日を過ぎてもこちらから連絡がない場合は、お手数ですがご一報をお願いいたします。

◆ご注意◆

- お申し込み後のキャンセルはできません。
- 受講料の払い戻しはいたしません。
- 振込み手数料はご負担下さい。
- 振込み依頼書を領収証にかえさせていただきます。

FAX 03-5976-5177

「著作権制度と侵害対策実務」受講申込書

◎「著作権制度と侵害対策実務」の受講を申し込みます 2010年 月 日

お名前	
所属	
ご住所	
電話番号	
E-mail	
弁理士登録番号	

※個人情報の利用に関して

ご記入いただいた個人情報は、当協会にて厳重に保護・保管し、受講票の送付等、本セミナーの開催事務処理のために利用するほか、継続研修の受講につき日本弁理士会に報告するために利用いたします。

【お問い合わせ】

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 事業統括部

TEL:03-5976-5175 FAX:03-5976-5177 E-mail:seminar@accs.jp.or.jp